

神戸市紙おむつ支給事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市紙おむつ支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定により、紙おむつ等を支給する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の説明)

第2条 要綱にいう「家族」とは、要綱第3条第1号並びに第2号に定める者と同居している者のうち民法第725条に定める親族の範囲の者とする。但し、常時介護をしている場合は、同居の有無は問わないものとする。

2 支給の対象となる家族とは、前項に定める者のうちいずれか1名のみとする。

3 要綱第3条第1号に定める市内に居住するとは、神戸市内に居住し、住民登録をしていることとする。

(指定事業者)

第3条 要綱第5条第1項に定める指定事業者とは、公募に基づき神戸市が委託した事業者とする。

(支給手続)

第4条 受給者は、希望する指定事業者を選択し、紙おむつ等の注文を行うものとする。

2 指定事業者は、受給者に紙おむつ等を支給するときは、受給者から要綱第8条第1項に定める紙おむつ利用券（以下「利用券」という。）および受領書を受領するものとする。

3 指定事業者は、受領書に受給者から受領の確認を得たのち、市長に提出するものとする。

(品目の種類)

第5条 要綱第4条第1項に定める品目とは、以下の2品目とする。

(1) 紙おむつ

(2) 尿取りパッド

(申請事務)

第6条 申請者は、紙おむつ支給事業申請書に必要事項を記入のうえ、郵送により市長に提出するものとする。

2 申請の受付日とは、郵便で送付したときの到着日の日付によるものとする。

3 審査・郵送に要する期間を考慮し、当年度分の申請受付は2月末日到着分までとする。

(受給資格の消滅)

第7条 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、受給資格が消滅したものとする。

(1) 対象者が死亡したとき。

(2) 対象者が介護保険法第8条第25項に定める「施設サービス」を利用したとき。

- (3) 対象者が入所施設に入所したとき。
- (4) 対象者が要綱第3条の要件を備えなくなったとき。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は高齢福祉課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 12 この要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 13 この要領は、令和6年4月1日から施行する。